

食の安全・安心の回復に向けて食品表示制度の改正を求める意見書

繰り返される加工食品の産地偽装事件を受けて、多くの消費者は食の安全・安心の確保のために、国産品の自給力の向上と冷凍食品原料を始めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

また、わが国において、遺伝子組み換え作物が食品として承認されてから十三年が経過し、現在多くの遺伝子組み換え食品が流通している。

一方、遺伝子組み換え食品の人体に対するリスクや動植物を含めた環境への長期的安全性についての論争はいまだ決着しておらず、国民の多くが遺伝子組み換え食品に対して不安を覚えているにもかかわらず、流通している遺伝子組み換え食品のうち、三十二食品群の加工食品のみが義務表示の対象となっている状況である。

今こそ、食の安全・安心の回復のために、トレーサビリティとそれに基づく表示制度及び遺伝子組み換え食品の表示制度の見直しにより、国民の食品に関する不安を払拭することが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、消費者が、食品に関する正確な情報を知り、選ぶことのできる社会を構築するため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 一 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 二 すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 三 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
国家戦略担当大臣	菅直人殿
厚生労働大臣	長妻昭殿
農林水産大臣	赤松広隆殿
内閣府特命担当大臣	福島みずほ殿